



本物そっくりだし...



ネットで簡単に
買ったし...

だって安いし...

バレないでしょ...

ニセモノだけど 買った



誰にも迷惑
かけてないし...

なんか面白いし...

それ、ホントに大丈夫?

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、
税関により没収され、日本への持ち込みができません

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<https://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



買う人は、
失う人。
No!
模倣品
海賊版

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



税関
Japan Customs